保健医療福祉分野におけるリモート署名サービス評価 基準作成の背景

福祉分野におけるリモート署名サービス評価基準は、保健医療福祉分野におけるリモート署名サービスの監査を実施するために用いられる評価基準を定めるものである。ただし、当面は、医師、歯科医師、薬剤師本人が電子処方箋を行う電子署名について、HPKI カードを用いずに行うことを可能とするリモート署名サービスの監査に用いられることを想定している。

令和5年1月26日に運用が開始された電子処方箋については、既に、保健医療福祉分野におけるリモート署名サービスが開始されている。当該サービスは、署名者に発行する私有鍵に係る鍵管理(署名値生成)サービスとデジタル署名生成サービスから構成されている。これは、令和5年3月1日に開催された、第18回保健医療福祉分野における公開鍵基盤認証局の整備と運営に関する専門家会議(以下、「HPKI専門家会議」という。)による決定に基づくものであり、電子処方箋の利用規約で定められたサービス利用者、実施機関、サブ認証局及びリモート署名の運営主体に加えて、電子処方箋への電子署名を行う者がリモート署名を用いる際の責任の在り方を理解した上で、限定的かつ暫定的に運用を開始することとされた。

本来、電子処方箋に係るリモート署名サービスに関する監査を行うことが望まれるところではあったが、我が国においては、リモート署名サービスを監査するための公的な評価基準が存在しない。これに加えて、電子署名及び認証業務に関する法律第2条第1項が定める電子署名の定義である「電子的な情報(電磁的記録に記録することができる情報)について行われる措置であって、(1)当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること(同項第1号)及び(2)当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること(同項第2号)のいずれにも該当するもの」という条件を、個々のリモート署名サービスが満たすかどうかの公的な技術標準も存在しない現状にある。

このため、上記の第18回 HPKI 専門家会議においては、今後速やかに HPKI のリモート署名に関する監査評価基準を策定し、安全性が不十分であると評価された場合には、必要な対応策を講じることを決定した。そして、令和5年7月10日に開催された第21回 HPKI 専門家会議は、専門作業班を設置し、HPKI のリモート署名に関する監査を実施するための評価基準の作成を委任した。専門作業班は、既に公表されている欧州規格(欧州電気通信標準化機構(ETSI)及び欧州標準化委員会(CEN))を参考にして、保健医療福祉分野におけるリモート署名サービス評価基準を作成した。

保健医療福祉分野におけるリモート署名サービス評価基準は、ETSI TS 119 431-1 やCEN 419

241-1 などリモート署名サービスに係る一連の欧州規格(EN)を基にしている。欧州連合(EU)が定めるeIDAS規則(2014年制定)は、電子署名等のための電子証明書を発行する認証局等をトラストサービス*(Trust Service)と定義し、関連するETSI規格及びCEN規格に適合する場合には、加盟国の監督機関によって、適格なトラストサービスとして、EU域内の相互承認の対象とされる。リモート署名サービスは、欧州議会において最終段階となっているeIDAS規則の改正案において、それ自体が独立したトラストサービス(Trust Service)として規定されており、関連するETSI規格及びCEN規格に適合する場合には適格なトラストサービスとして、EU域内の相互承認の対象となる見込みである。このため、本書の作成にあたっては、我が国の保健医療福祉分野におけるリモート署名サービスに係る適合性評価制度が、将来的な欧州連合(EU)との相互承認の対象となることを想定し、可能な限り欧州規格(EN)の引用に注力した。

保健医療福祉分野におけるリモート署名サービス評価基準に基づき、既に運用が開始されている電子処方箋への電子署名に用いられるリモート署名サービスについて、HPKI 専門家会議が指名した審査班の構成員によって、速やかに書類審査および実地調査が実施される。

※トラストサービスについて

欧州連合(EU)におけるトラストサービス(trust service)については、我が国においては、デジタル庁「トラストを確保した DX 推進サブワーキング報告書」(令和4年7月29日)において、以下の通り整理されている。

○総務省「プラットフォームサービスに関する研究会トラストサービス検討ワーキンググループ最終取りまとめ」(令和2年2月7日)においては、以下の通りとしている。

「インターネット上における人・組織・データ等の正当性を確認し、改ざんや送信元のなりすまし等を防止する仕組み」

- ○EU eIDAS 規則第3条では、以下の通り定義している。
 - (a)電子署名、eシール、タイムスタンプ、e デリバリー、およびこれらのサービスに関連する電子証明書の生成、検証、有効性確認。
 - (b) ウェブサイト認証用証明書の生成、検証、有効性確認。
 - (c) これらのサービスに関連する電子署名、電子印鑑、電子証明書の保存 通常、対価を伴い提供される。
- ○国際連合国際商取引法委員会(UNCITRAL)は、以下の通り定義している。

「データメッセージの一定の品質の保証を提供する電子サービスを意味し、電子署名、e シール、タイムスタンプ、Web サイト認証、電子アーカイブ及び e デリバリーサービスを作成並びに管理する方法を含むもの」

参考資料

○ISO/IEC 27099 Information Technology — Public key infrastructure — Practices and policy framework は、以下の通り定義している。

「電子取引に対する信頼と確信を高める電子サービス」

上記の整理においては、リモート署名サービスがトラストサービスに含まれることは明示されていないが、欧州連合(EU)が改正中の eIDAS 規則(eIDAS2.0)において、リモート署名サービス自体が独立したトラストサービスとして位置付けられる見込みであることを踏まえて、保健医療福祉分野におけるリモート署名サービスをトラストサービスの一類型として位置付けることとする。